

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令 和 5 年 9 月 1 日 ~ 令 和 6 年 1 月 9 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	AIAI NURSERY 妙典六丁目 アイアイナーサリー ミョウデン6チヨウメ		
所 在 地	〒272-0111 千葉県市川市妙典6丁目5-23		
交 通 手 段	東京メトロ東西線妙典駅より徒歩9分		
電 話	047-316-1930	FAX	047-316-1931
ホーメページ	https://nursery.aiai-cc.co.jp		
経 営 法 人	AIAI Child Care株式会社		
開設年月日	2020年4月1日		
併設しているサービス	延長保育事業（18時31分～19時30分まで）		

(2) サービス内容

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	13	8	21	施設長を含む
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	17			施設長を含む
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市こども施設政策部 こども施設入園課	
申請窓口開設時間	平日9時から17時まで	
申請時注意事項	'市川市保育施設入所に係る申込み手続きについて'による	
サービス決定までの時間	4月入園（1次45日、2次10日）/5月～3月入園（8日～10日）	
入所相談	施設見学を実施（随時）	
利用代金	市川市の規定に準ずる	
食事代金	利用料金に含む（0～3歳児）補食費4500円/月額	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を保育理念とし、「子どもたちが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す基礎」として周りの人と信頼関係を築く子、周りの人の力になれる子、周りの人に応援される子の3つの子ども像を保育方針として掲げています。
特 徴	AIAI NURSERYでは一人ひとりの子どもに合わせた保育「個別最適化」と「幼児教育」の2本の柱に力を入れ、保育の質の向上を目指しています。子どもの発達段階に合わせ保育を個別化し、興味・関心に合わせて保育の個別化、遊びの個性化を行います。また、未就学児の思考共育にも力を入れています。
利用（希望）者 へのPR	「もう一つの家」をコンセプトに、シンプルなデザインと落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、子どもたちに様々な体験を通して学びの場を提供していきます。子どもたちが安心して学び込み、活動を主体的に展開できる保育環境があります。AIAI NURSERYでは数量・図形を中心とした段階的な個別の思考能力により、考える力を育むための学習プログラム、モンテッソーリ教育の理念に基づくスイス発の英語学習プログラム、身体を動かすことで、健康な心身を育て、安全な生活を送るための習慣を養う体操プログラムも提供しています。連絡帳アプリやおむつのサブスクリプションなど、保護者の負担を軽減するようなサービスも多く提供させていただいております。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子ども一人ひとりにあわせた丁寧な保育に取り組んでいる
「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造する」という園の保育理念を実現するため、子ども一人ひとりにあわせた丁寧な保育を追求している。園でのプログラムも遊びの一部であるという考え方のもと、子どもが笑顔で楽しみながら様々なことを習得し、「もっとやってみたい」という気持ちの芽生えから、興味や関心を広げていけるような保育を展開している。乳児期の保育者との深い愛着関係による信頼感の醸成、幼児期は他者への信頼感を基盤として、友だちとの良好な関係構築や主体性・社会性の基礎を大きく開花できるような保育を重視している。
アクティブラーニングの取り組み
子ども達が遊びや生活を通しての学びを経験できるよう、身体機能の向上及び人間力の育成を達成するための運動プログラムを実施しているほか、映像講座プログラムによる英語との触れあいの時間も保育に取り入れている。また、就学前能動的学習の取り組みとして、楽しみながら学べるIQ(いきゅう)パズルという教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につける取り組みを行っている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。
職員の異動があっても保護者との信頼関係を維持できる体制をとっている
園長や職員が入れ替わった中でも利用者アンケートの満足度が100%大変満足・満足であることは、ひとえに職員体制の維持と育成が進められていることが裏付けられている。その理由として、園長は元々同園のオープニングスタッフであったことから、園や地域、継続して在園する子どもと保護者のことを理解していることが大きな要因であろうと推測できる。また、そのベースとなる法人の規則には、職員全員を対象にした「就労の心得」にある勤務態度・マナー礼儀・保護者等対応・子ども対応が統一的に徹底されていることも要因と考えられる。
新たな食育の取り組みを取り入れている
今年は5月にコロナ禍が収まつたことで、食育の一環として9月と10月には、クラス別にバイキング形式による給食を行っている。そのメニューは子どもの様子や各クラスの職員の持ち味を勘案して、すべてクラスごとに子どもの提案によって決めている。コロナ禍にオープンした保育園であったが、この様に子どもの声と気持ちに耳を傾け、子どもの食べることへの楽しさ・興味・関心・意欲の向上に繋げる取り組みは、職員も楽しみながら工夫して取り組んだ。
子どもの様子を保護者と共有する取り組みを行っている
保護者との信頼関係を構築する上で、保育参観と保育参加を積極的に行っている。中でも、保育参加は園舎内でクラスの子ども達と一緒に遊ぶこと、保育士と同じ目線で我が子の姿を客観的に見れる機会となっていて、子どものことで相談事があれば都度対応している。最近では父親の参加が多いという。また、保育園の日常はチャットアプリを活用していて、保護者と園とが双方向にメッセージを送れる仕組みになっている。どのメッセージも全クラスが確認できるようになっているため、全職員が共有を図りながら日々の対応ができるようになっている。

さらに取り組みが望まれるところ

人材の確保に向けた更なる取り組みが期待される

法人による積極的な採用活動の実施により、配置基準を満たす保育士は確保できている。しかしながら、利用者調査においては、複数の保護者から人員体制に関する心配の声があがっている状況であった。園が強みとする個々に応じた質の高い教育・保育のプログラムをより発展的に実践していく上では、更なる人員確保や採用力の強化が求められる状況であると言える。非常勤職員の確保は、園の裁量が一定程度認められている状況であることから、地域連携の更なる推進を通じた人材の発掘や情報の発信、実習生の受け入れ体制強化などにより、地域において園に関する心をもってくれる人材の幅を広げていくことも可能になると考えられる。職員が非常に良い形でまとまっており、良い職場環境になっていることを強みとして、更なる人材の確保に向けた具体的な取り組みが期待される。

地域との連携を強化するための更なる取り組みが期待される

地域との交流と地域資源の活用について、コロナ禍では社会的に叶わなかつたが、今後は近隣小学校との連携を図り、小学校の行事や授業参観などにも参加させてもらうことを検討し、子どもの就学意欲を具体的なビジョンもって育むことに力を入れることを考えている。また、避難訓練では、近隣に河川が流れていることもあり、万一の増水に備え、すぐそばに建つ商業施設の屋上または高層階を活用した避難の演習にも力をいれることを考えている。それら地域との関りを増やすことで、子どもの社会性の向上に一層工夫されることが望まれる。

地域との連携に向けた取り組み

地域の特性に応じて職員の専門性をもって地域の子育て家庭への支援を行っていくことを使命としており、園のしおりの冒頭に明示している。入園希望や見学希望者に対しては育児相談などの対応を行っている。また、散歩時には近隣住民の方々と挨拶を交わしたりしている。しかし、近隣は集合住宅が立ち並ぶ場所で、ご近所同士の繋がりの希薄化などの要因により、地域との交流事業はなかなか実施できない状況が続いている。地域社会（コミュニティ）への入り方には多様な選択肢があるが、地域との関係づくりのためにボランティアとして地域活動に参加すること等に取り組まることはどうであろうか。

（評価を受けて、受審事業者の取り組み）

妙典六丁目が開園して4年の間に施設長の交代があったり、職員の退職や異動により子どもたちや保護者の方の心配する声もあった。採用力や人員確保のみならず、社内全体での定着率もあげていけるようにしていきたい。具合的な取り組として、園内でのストレスチェック・職員との面談・園内研修などがあげられる。現在も定期的に行っているが、今後は月に1～2回行えるようにしていきたい。

地域交流や連携については、難しさを感じることもある。コロナが終息しつつあるが、近隣ではインフルエンザや溶連菌など様々な感染症が流行った。だが、地域交流を積極的に行っていけるよう、難しい場合は文書でのやりとりを検討するなど、子どもたちが地域に関心を持てるように工夫していく。ボランティア等が可能な商業施設等についても園で検討していきたいと思う。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果						
大項目		中項目	小項目	項目		標準項目
				■実施数	□未実施数	
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
		3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
		利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
			27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
		子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
			29 食育の推進に努めている。	5	0	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計					136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。□確認できない。

評価項目		標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。		<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント)		<p>理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっている。向上目標・育成目標には人権擁護や自立支援の精神が盛り込まれている。保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながられらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げ、子ども達を「未来の力」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる為に、「・周りの人と関係を築く・周りの人の力になれる・周りの人に応援される」を保育方針とし取り組んでいる。子どもにとてもう一つの家になるように、子ども一人ひとりの要求に耳を傾け、寄り添っていく願いが込められている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。		<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント)		<p>法人独自で作成した「社史」や「就労の心得」を全職員に配付しており、新規採用者の研修なかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。理念や方針は、朝礼で唱和をし、言葉にすることで意識し、何かあった時には振り返るように園のエントランスに掲示している。また、理念や方針を「理念の因数分解」をいう呼び方で、職員全員で言葉の意味を深掘りし、解釈を行うことを通じて共有している。行動レベルとして今後の業務でどのように活かすのかを考え、実行後の振り返りを行い、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。		<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント)		<p>利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、具体的な内容を入園案内のパンフレットや重要事項説明書で改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づいて支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みを周知している。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。		<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント)		<p>首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、施設長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。長期的計画や短期的計画を全職員で共通認識し、PDCAサイクルの一連の流れを繰り返し行い、保育の質の向上に努めている。また、園運営の基盤となる人材の確保・育成について取り組んでおり、職員一人ひとりに保育向上管理担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるようにしている。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。		<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のものに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント)		<p>千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制として本社に保育事業本部が置かれている。施設長を対象とした法人の会議(全施設・千葉エリアの月2回実施)にて、法人全体の動向を把握するほか、重要な方針が決定された際は、会議の過程や決定事項が、全職員に理解出来るよう、その都度報告・連絡を行い周知が図られている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。</p>

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント)		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント)		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)		
<p>職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に年度単位の研修計画が立てられ、研修に参加しスキルアップを図る機会が設けられている。さらに、法人で必要と考えるスキルが身につくよう、年間で計画された内容をeラーニングで学べる環境となっている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員の一人ひとりに対して先輩社員を専任の共育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。ミーティングを実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えると共に、新卒社員・共育担当両方の成長・質の向上に繋げている。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講している。日常の援助では子どもの基本的人権を尊重することを伝えるほか、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を満たすよう、施設長が現場に入って実践を通じて職員に伝えている。事例をもとに考えたりする機会を設けているほか、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明している。職員は虐待チェックシートによって定期的に自身の保育について振り返りを行っている。また、家庭での虐待の疑いがある際は、自治体と児童相談所に通報し、関係機関と連携しながら対応している。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護規定を定め、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報の使用目的と保護者の同意を得ずに第三者に提供しないこと等を記述し、入園説明会の際に口頭でも説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で周知を図っている。また、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るようにしている。職員に対しても、スタートアップ研修でコンプライアンス研修を行い、理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行っている。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 保護者参加の行事後(運動会、夏祭り、卒園式等)、保育園利用全体のアンケート調査を実施しており、意見を集計して主だった意見に対する回答を伝えているほか、次年度の活動に活かしている。保護者・施設長・第三者により運営委員会を開催し、保護者の意見を取り入れ運営に活かしている。また、保護者会・保育参観では多くの保護者が参加しており、日常的な保育の取り組みを見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にして、登降園時には施設長も出来るだけ対応に当たり、担任以外の保育士も積極的に声をかけるよう努めている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度を導入しており、施設長を苦情解決責任者、主任保育士・各担任保育士を苦情受付担当者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。周知については、入園案内・重要事項説明書への掲載、玄関での掲示、入園説明会の際には口頭にて丁寧な説明がなされている。また、本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の配付も行われている。苦情が発生した際は、法人のグループネットワークを通じて共有を図り、改善に向けて対して全職員に周知して対応を行っている。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 提供している保育が、より質の高いものになるようにするために年に2回の自己評価シートを実施するほか、法人内監査での評価が行われる課題となる部分については改善に努めている。また、保育理念をもとに行動レベルでの保育の質の向上計画の毎月の振り返りと目標に対しての取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。第三者評価は今年度初回の受審となり現在のところ公表には至っていないが今年度の結果は公表予定である。		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルを職員全員が手に取りやすい場所に置いてあり、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し、実際の保育に不安なく当たることが出来るようになっている。日常の業務においてわからない事項があった場合にも、マニュアルに記載されている内容を確認する等の活用が図られている。園独自のルールは年度初めのオリエンテーションで読み合せ周知し、職員の参画の下、必要に応じて、改善・追加している。また、マニュアルは法人全体で作成されるが定期的な見直しの際には、現場の声を施設長が法人に届ける方法がとられている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 園情報については、法人のホームページやパンフレットの他、ふれあい遊びや製作体験など、親子で実際に楽しめる機会を設け、園での生活や子どもの成長していく姿をイメージできるような取り組みに工夫している。また、園見学は随時受付し、園の理念や運営方針は、実際の保育場面を見ていただきながらリーフレットを使って伝えている。園見学については、繁忙期を除いて出来る限り利用希望者の意向に対応するように努めている、園の特色である英語保育や体操保育・学習プログラムなどについても見学時に説明している。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園前説明会時には、入園案内・重要事項説明書等を配布し、園の理念や保育方針、年間行事や日課など、園の取り組みや考え方など詳細な説明を行い、説明後には同意書に保護者から署名捺印をいただいている。食物アレルギーなどを含む子どもの健康管理や給食への対応、災害時の安全対策など、園の利用にあたっての留意事項についても分かりやすく明記している。利用開始時には個別面談を行い、保護者の意向や要望などを丁寧に確認し、面談表や児童票等に記録し、全職員で共有した上で、子ども一人ひとりに応じた保育に努めている。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 厚労省で定められている保育所保育指針を軸に、法人の理念や保育目標・子どもの発達過程に配慮した全体的な計画を作成している。また、その全体的な計画を基に、家庭や地域環境を踏まえた子どもの背景にある実態を考慮して様々な指導計画を作成し、保育課程では、養護教育、健康支援、環境・衛生管理、保護者・地域への支援、研修計画、安全対策、事故防止など様々な視点を取り入れている。各計画の内容は、随時開催する幼児会議や毎月開催する全体会議を通じて実践状況の検証と評価・反省を行い、次月の計画や翌年度の計画に反映されている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画を基に、子どもの生活や発達を見通した長期的・短期的な指導計画を作成し、3歳未満児に関しては成長や発達に応じた個別計画を作成している。いずれの計画も、季節の変化や子どもの実態に即した具体的なねらいや内容になっているかを園長がチェックし、承認されたものが運用される仕組みになっている。障がい児等に関しても個別計画、個別配慮が明記されている。それらの計画は、毎月の会議等において職員間で共有され、子ども達の「未来の力」を最大限引き出せるよう、子どもを第一に考えた質の高い保育の提供を目指している。		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント)		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント)		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント)		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 子どもの心身の成長と発達を支える上で、保護者に対して保育参観や保育参加を通して生活や遊びを親子で楽しみながら体験したり、保護者同士の親睦など図る機会を提供している。行事や年度末には利用者アンケートを実施し、結果は保護者会や手紙で園長が対応している。また、9月と3月にお子さんの成長の様子を記録したAIAIレポートを配布している。就学に向けては、近隣の原小学校の校舎見学に行って就学イメージを持たせ、就学直前期には保育要録を作成し、就学予定小学校に送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康状態、発育、発達状態が把握できるように、年2回の嘱託医による内科健診と歯科検診を行っており、事前に保護者から医師に相談したいことを聞き、健診時に医師に応じてもらい、それらの結果を家庭と共有することで子どもの健康維持の継続を図っている。また、毎月身体測定を行い、子どもの発育状況を保護者アプリと保育日誌に記載し、アプリでは保護者が確認できるようになっている。午睡チェックでは、視診とあわせてセンサーによる心拍確認と体温測定がリアルタイムで測定され、アプリと保育日誌に記録している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 子どもの急な体調不良などに備えて、事務室の中に医務スペースが設けられており、救急用の薬品や材料等を常備して適切な処置が行える体制を整えている。保育中に体調が悪くなったり、ケガが発生した場合には、状態に応じて保護者に連絡をし、必要に応じて治医や嘱託医などの協力を得ている。1年を通じて水分補給を徹底し、子ども及び職員の手洗い・うがいの励行で病気の予防をしているほか、研修によって職員が下痢や嘔吐処理に的確に対応できる体制を整えている。感染症に関する情報は、自治体・嘱託医等から情報を得て、アプリのチャット機能や園内への掲示・園だより等により、保護者に伝えている。園内で感染症が発生した際も、自治体や保健所への報告を行い、専門的な知見からの助言をうけるとともに、保護者にも周知している。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人の感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育に関する計画は、1年を4期に分けて1歳児から5歳児までを対象として栄養士が立案しており、毎月開催する給食会議を通じて、内容の評価や検討を行っている。園では、庭園にプランターを設置し、夏野菜の栽培活動や収穫・調理・喫食までを一連の流れの中で取り組める体制としており、子どもが体験や経験を通して楽しみながら食べ物への関心を高め、作る人や自然の恵みに対する感謝の気持ちを育む食育が行われている。給食のメニューは、カラー写真を掲載したカレンダー形式の献立表を配信している。食物アレルギーのある子には個別の献立表を渡し、保護者の承認を得た上で除去または代替えによる対応を行っている。(現在は該当園児なし)		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようになるとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)		
33	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)		
地域の子育て世帯の方が幅広く参加できる「保育体験・子育て相談会」を定期的に開催し、ふれあい遊びや製作活動を通じて園の設備や特徴的な保育を体験したり、子育て等に関する援助と情報の提供として育児相談を行っている。地域との関わりでは、日常的な地域との関わりとしては、お散歩時に近隣住民の方々と挨拶を交わしたりするほか、近隣の小学校との連携を図ることで、地域ニーズの把握に努めている。園のエントランスには、自治体の発行する子育てに関する案内や、近隣の社会資源の一覧、子育てに関する各種団体等のチラシなどを設置し、子育て情報の提供を行っている。また、既に実施している近隣の小規模保育所との交流についても、一層連携を強化し、子どもたちの交流や体験の幅を広げながら「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造する」という園の保育理念の更なる実現に向けて取り組む見通しである。		